**○文部科学省告示第三十六号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

| 上欄 | 下欄 | |
|---|---|---|
| 名称 | 関係告示 | 所在地 | 地域 |
| 御油のマツ並木 | 昭和十九年文部省告示第十七号、平成二十七年文部科学省告示第百二十九号、平成二十二年文部科学省告示第二十二号、平成二十四年文部科学省告示第十三号及び平成二十六年文部科学省告示第四十号 | 愛知県豊川市御油町並松 | 三八番一 |

**○文部科学省告示第三十七号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

（名勝地関係）

| 名称 | 所在地 | 地域 |
|---|---|---|
| 新藤氏庭園 | 栃木県足利市山下町字春日岡 | 一四二〇番一、一四二〇番二、一四二〇番三、一四二〇番四、一四二一番三、一四二八番七、一四二八番九 |
| 十国峠（日金山） | 静岡県熱海市伊豆山字日金山 | 一一四五番二、一一四五番三 |
| 同　田方郡函南町桑原字国見嶽 | | 一四〇〇番五 |
| 前垣氏庭園（寿延庭） | 広島県東広島市西条上市町 | 九四四番のうち実測五九〇・五〇平方メートル<br>備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を広島県教育委員会及び東広島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 |

**○文部科学省告示第三十八号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表下欄に掲げる地域を追加して選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

| 上欄 | 下欄 | | |
|---|---|---|---|
| 名称 | 関係告示 | 所在地 | 地域 | 面積 |
| アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観 | 平成十九年文部科学省告示第百十一号 | 北海道沙流郡平取町 | 北海道沙流郡平取町字小平字二風谷、字荷負及び字貫気別の各一部<br>備考　地域に関する実測図を北海道教育委員会及び平取町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 | 三〇九七・三ヘクタール |

**史跡　高野参詣道　黒河道　女人道　追加指定地域参考図**

